

委員会議案第 3 号

彦根市議会会議規則の一部を改正する規則案

上記の議案を提出する。

令和 5 年(2023 年)3 月 24 日

彦根市議会議会運営委員会

委員長 黒 澤 茂 樹

彦根市議会会議規則の一部を改正する規則

彦根市議会会議規則(昭和 42 年彦根市議会規則第 1 号)の一部を次のように改正する。

目次中「第 86 条(定足数に関する措置)」を「第 86 条(定足数に関する措置) に、「第 86 条の 2(出席委員に関する措置)」に、「第 123 条(起立による表決)」を「第 123 条(起立または挙手による表決)」に改める。

第 2 章第 1 節中第 86 条の次に次の 1 条を加える。

(出席委員に関する措置)

第 86 条の 2 この章における出席委員には、彦根市議会委員会条例(昭和 42 年彦根市条例第 23 号。以下「条例」という。)第 15 条の 2 第 1 項に規定するオンラインによる方法(以下「オンラインによる方法」という。)で委員会に出席し、同条第 3 項の規定により当該委員会の開催場所に参集して出席したものとみなされた委員を含むものとする。

第 109 条に次の 1 項を加える。

3 前 2 項の場合において、条例第 15 条の 2 第 1 項の規定により委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員でない議員は、オンラインによる方法で当該委員会に出席することができる。

第 110 条に次の 1 項を加える。

2 条例第 15 条の 2 第 1 項の規定により委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長がオンラインによる方法で参加しているときは、前項の規定の適用について

は、同項中「委員席に着き」とあるのは「委員として」と、「委員長席に復さなければ」とあるのは「委員長として議事を進行しなければ」とし、同項ただし書中「委員長席に復することが」とあるのは「委員長として議事を進行することが」とする。

第 121 条に次のただし書を加える。

ただし、オンラインによる方法で委員会に出席した委員は、この限りでない。

第 123 条の見出し中「起立」の次に「または挙手」を加え、同条第 1 項中「起立させ」の次に「(オンラインによる方法で出席している委員にあつては挙手させ)」を、「起立者」の次に「(オンラインによる方法で出席している委員のうち挙手をした者を含む。第 3 項において同じ。)」を加え、同条に次の 1 項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、オンラインによる方法で出席している委員がある場合において、委員長が起立者の多少を認定しがたいときまたは委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、電磁的に記録した映像の確認により起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

第 124 条に次の 1 項を加える。

3 前 2 項の規定にかかわらず、条例第 15 条の 2 第 1 項の規定により委員会がオンラインによる方法で開かれている場合は、投票で表決をとることができない。

第 129 条ただし書中「起立」の次に「(オンラインによる方法で出席している委員にあつては、挙手)」を加える。

第 134 条に次の 1 項を加える。

3 前項の場合において、条例第 15 条の 2 第 1 項の規定により委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で当該委員会に出席することができる。

第 158 条の 2 中「映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法」を「オンラインによる方法」に改める。

付 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。